

資料Ⅲ（各サービスごと）

3. 通所系サービス

① 運営及び報酬に関する基準（保険外サービス）

【指導事例】

- ・ 通所介護サービスの提供時間中に理美容サービス（以下「保険外サービス」）を提供している利用者に、保険外サービスに要した時間も通所介護サービスの提供時間に含めて報酬算定していた。

通所介護の提供時間の算定に当たっては、通所介護の提供時間には保険外サービスの提供時間を含めず、かつ、その前後に提供した通所介護の提供時間を合算し、1回の通所介護の提供として取り扱うこと。

なお、通所介護を一旦中断したうえで保険外サービスを提供し、その後引き続いて通所介護を提供することが可能な保険外サービスの取扱いについて、以下の通知に示されていますので、ご留意のうえ実施すること。

（参考）「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」（平成30年9月28日老推発0928第1号・老高発0928第1号・老振発0928第1号、老老発0928第1号）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2018/0928174308379/ksvol678.pdf>

（補足）

- ・ 通所介護サービスと保険外サービスのサービス提供については、通所介護計画に通所介護サービスと保険外サービスを位置づけた上でサービス提供をすること。
- ・ サービスの提供の記録については、保険外サービスに要した時間を明確にしておくこと。

② 無料体験について

【指導事例】

- ・ サービスの体験利用を無料で提供していた。

通所系サービスの事業所が、介護保険を利用しない方に対して、事業所のサービス内容の体験を目的としたサービスを提供する場合、下記に従い、適切に行うこと。

（1）指定通所介護等の利用者と同じのサービスを提供する場合

介護報酬告示額の利用率（10割負担）を徴収してください。

同一のサービスを提供する場合、介護保険を利用する方と利用しない方間で、利用率に不合理な差を設けることはできません。

（2）見学のみを行う場合

介護サービス等を提供せずに、見学のみを行う場合は、利用率を無料としても差し支えありません。

上記指導事例は、事業所やサービスの選択のための手段としての通所系サービス事業所への見学を制限するものではありません。ただし、介護保険利用の有無で、利用料に不合理な差を生じさせることがないように、また介護保険サービスを無料で提供しているというような誤解を招くことのないよう、適切に取り扱ってください。

根拠法令（例）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（抄）

（広告）

第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

③ 報酬に関する基準 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い

【指導事例】

- ・ 2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定している利用者に対し、長時間のサービス利用が困難であるやむを得ない事情について、アセスメント、通所介護計画等に記載されていなかった。

2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者（利用者等告示第十四号）であることから、アセスメント、通所介護計画等にその旨がわかるように記載すること。

なお、2時間以上3時間未満の通所介護であっても、単に入浴サービスのみといったサービス利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものである。